

公開質問状提出～記者クラブで説明

10月28日、黒井不法投棄問題についての別紙、公開質問状を前田晋太郎下関市長宛に提出しました。続いて、市政記者クラブでその内容について説明の場を持ち、毎日新聞、山口新聞、テレビ山口の記者に別紙の「黒井と長府扇町の不法投棄事件関連年表」を元に説明をしました。

市の長府扇町の市有地被害に連続して起きた

黒井の事件の1年前の平成19年4月に上田某が下関市に対して長府扇町の市有地を資材置場として使わせてくれとの言葉を、契約書も交わさないで建設残土や産業廃棄物を搬入したままにしていたため、市は再三、上田に撤去を求めていた。

そうして平成20年4月に上田は金山氏の所有地を残土置場で賃貸借契約書を結んで、建設残土等を搬入して来た。しかし、高さ12mで膨大な建設残土等の小山を運び込むや姿を消した。

平成21年4月に賃貸借期限（同年4月15日）を前に金山氏は管轄の小串警察署に不法投棄されそだと訴え、刑事が二人見に来て産廃物も確認したが、その後小串署は金山氏の訴えを受け入れないようになった。

下関市、犯罪行為を無視、廃棄物ではないと言い逃れ

下関市役所に被害を訴え、市は同年5月15日に見に来たが、放置された建設残土等の小山は廃棄物ではないと金山氏の自己責任にされた。それ以来、金山氏の苦闘がもう1年以上も続いている。金山氏はその土地を利用して事業も考えていたが同地は使えなくなってしまい。生活は困窮を來した。

上田某がしたことは金山氏を騙して金山氏の黒井の所有地に建設残土等を放置したまま行方をくらましたのであり、不法投棄、不動産侵奪状態が継続している。これは明らかな犯罪行為であり、なぜ市はこの犯罪行為被害者の声を無視し続けるのか。

市の告訴状は受理し、金山のは不受理

市の告訴状は平成23年6月10日に長府署により受理され、上田某は出頭して事情聴取と平成24年1月に実況見分に応じさせられた。そして告訴取り下げになった。一方金山氏の告訴状や被害届は当初から一貫して不受理のままである。

本来、「司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたとき

は、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。」（犯罪捜査規範第63条第1項）。

「法の下の平等」「公務員の憲法擁護義務」違反

この同じ犯人による同じ不法投棄、不動産侵奪でありながら市の告訴状は受理し、金山氏の告訴状や被害届までも不受理し続けるという警察の姿勢が先ず、憲法第14条（法の下の平等）に反し、犯罪捜査規範にも反している。下関警察署生活安全課の末富課長（当時）は不受理の理由として「市の回答に基づいて不受理を決めた」と平成24年1月19日に回答している。（録音あり）彼らは明白に憲法99条（憲法擁護義務）違反であろう。

明らかに市と警察が結託して、犯罪被害者の金山氏の訴えを無視し続けて来ているのである。今の民主主義社会でこんなことを許して良いのであろうか？

加害者には思いやり、今は何時代か

一方、犯罪加害者である上田某は市による民事訴訟において、経済力がないからと被告から外され、刑事では 平成24年5月17日の市建設委員会での港湾局参事、阪田高則君は「上田が全部撤去したと言っている。元々の形状が不明、土壌汚染はない、産廃物もない」と説明、市建設委員会は市の告訴を取り下げたのだった。

加害者ら（これは上田一人で出来るものとは考えられない）は 金山さんの所有地を高さ12m、1万5千m³もの建設残土等の最終処分場にしてしまい、その膨大な処理経費を浮かせて億円に達する暴利を貪ったのである。下関市も長府扇町の市有地4.322m²の処理見積り費用の6,570万円が見込まれるため、同地を3千万円の破格で売却させられ広々とした市有地を失ったのである。

長府扇町の土壌は特定有害物質に基準値以上の汚染

また港湾局の阪田参議の説明とは異なり、市有地は土壌汚染調査の結果、特定有害物質（フッ素並びにフッ素化合物）が基準値をはるかに超える汚染のあったことも情報公開請求で明らかであり、市建設委員会で市港湾局は虚偽説明をしたのだった。

黒井に搬入された建設残土等は長府扇町のものと同一排出場所からのものであり、ごく表面上の土壌汚染調査(深さ50cmの五か所)の結果、フッ素並びにフッ素化合物が検出されており、ボーリング検査で地盤まで調べれば長府扇町と同様に、さらに濃厚な汚染が推定される。

下関市、下関警察署による憲法、関連諸法を無視した職権濫用

犯罪被害者等基本法という法律(平成16年施行)は犯罪被害者等の生活が困難に直面するために普段の生活を取り戻せるようにするための法律であり、犯罪被害者等を助けるために国や地方公共団体、個人の義務を定めている。しかし、下関市や下関警察署が犯罪被害者を犯罪被害者として認めないことはこの法律にも違反するものだ。黒井不法投棄問題は 犯罪被害者と認められない金山さんが憲法14条に反する人権に於いて差別を受けていること、そして私たちの住むこの下関市や下関警察署が憲法や法よりも上位で職権を行使し得ることを示している。憲法擁護義務が課せられ法に基づき職務を為すべき公務員が、憲法も法律も無視していることが重大な問題であることを示している。

行政による明白な差別が行われているこの黒井不法投棄問題についての公開質問状への回答は11月7日を期限としている。引き続き関心をもっていただきたい。

なお、関連年表を添付します。

(ニッコリ会・下関代表 鍋野保雄)